



プラスチック資源循環法の概要と最近の動向

2024年2月

環境省 環境再生・資源循環局
リサイクル推進室
係長 喜久川 裕起

1. 循環経済（サーキュラーエコノミー）とは
2. プラスチックに関する概要
3. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
4. その他（参考情報）

1. 循環経済（サーキュラーエコノミー）とは

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生を最小化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リニアエコノミー）の限界

天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

天然資源 → 効率的生産

廃棄



- 環境配慮設計
- 再生材の利用
- リデュース

- リユース、シェア、サービス化など、高い利便性と効率化の両立

- 回収の拡大
- 再生材の供給増、レアメタルの確保
- 技術革新、品質向上

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

■ リニアエコノミーの下で我が国が直面する重要課題（カーボンニュートラル等の環境制約、産業競争力、経済安全保障、地方創生）に対して、循環経済への移行が有望な解決策。

| | | |
|-------------|----------------------------|--|
| 環境制約 | CO ₂ の大量排出 | <ul style="list-style-type: none"> ● 排出量の約36%は資源循環が排出削減に貢献できる余地 |
| | 環境汚染、地球温暖化、自然環境（生物多様性）への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ● 資源採取や大量廃棄に伴う環境負荷の増大 |
| 資源制約 | マテリアルの需給逼迫・枯渇懸念 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新興国の経済成長 ● 資源の枯渇懸念 |
| | 短期的な供給ショック懸念 | <ul style="list-style-type: none"> ● 際立って低い日本の自給率 ● 供給源が特定国に集中 ● 輸出制限のリスク |
| 成長機会 | 廃棄物分野のカーボンニュートラル | <ul style="list-style-type: none"> ● 適正処理を前提に資源循環の加速化 ● 処理施設等の更新・効率化 |
| | 再生材の需要増 | <ul style="list-style-type: none"> ● サプライチェーン上のリスク管理 ● 用途拡大・価値向上 |
| 地方創生 | 人口減少・過疎化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 労働力不足 ● 東京圏への一極集中 |
| | 産業の空洞化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各地域に先進的な取組を行う静脈企業が存在 |

**カーボンニュートラルの達成
生物多様性の保全**

経済安全保障への貢献

**産業競争力の強化
循環経済市場を
2030年までに
80兆円以上**

**雇用創出
地域経済活性化**

- 各国では、様々な製品について、再生材の利用に係る定量目標等が決定される動きが存在。
- グローバルなサプライチェーンを有する我が国企業にとって、良質な再生材の十分な確保が不可欠となる見込み。

再生材は将来的に供給不足に陥るおそれ

資源の流出

国内資源の海外流出

(自動車の例)

国内生産900万台分の資源は、
新車/中古車/中古部材の形で海外へ流出

国内には100~200万台分のみ残存



グローバルでのリサイクル材確保が必須

出典：資料1-4 豊田通商株式会社発表資料
(令和5年8月2日 中央環境審議会循環型社会部会
(第48回))

| 海外OEM | 再生材使用率 |
|-------|----------------------------------|
| | 2025年までに25% |
| | 2030年までに大幅増計画 (再生アルミ4-6倍etc.) |
| | 2030年迄に乗用車の 平均40%に起用 |
| | 2030年迄にグローバルで 新型車の33%に起用 |

海外自動車メーカーはリサイクル率向上に向け
チャレンジ設定をしている

| | 2020年 | 2025年 | 2030年 |
|----------|--|-------|-------|
| バタゴニア | リサイクルした原料、再生可能な原料のみを使用 | → | → |
| アディダス | 可能な限りリサイクルポリエステルを使用 | → | → |
| インディテックス | 綿・リマン・PETはオーガニック・サステナブル・リサイクル済みに100%切り替え | → | → |
| H&M | リサイクルまたはその他のよりサステナブルな素材のみを使用 | → | → |

出典：繊維製品における資源循環システム検討会報告書概要
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 技術戦略研究センター調べ。

Appleの例

2021年、Appleが出荷した製品中に含まれる全アルミニウムのうち59%が再生素材由来であり、多くの製品は筐体に100%再生アルミニウムを使用。最終的にAppleは製品に再生可能またはリサイクル可能な素材のみを使用することを目指している。

出典
<https://www.apple.com/jp/newsroom/2022/04/apple-expands-the-use-of-recycled-materials-across-its-products/>

既に一部のApple企業では、リサイクル材の使用を目標に。

- 欧州において循環経済の取組が加速化し、制度・規制等も次々と導入。
- 重要鉱物のサプライチェーン強靱化が活性化、資源ナショナリズム的な動きが活発化。

【自動車の例】

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（案）（欧州委員会）

2023年7月13日、欧州委員会は、現行のELV指令（End-of-Life Vehicle指令、廃自動車指令）等を改正し、「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」を公表した。**規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等**が盛り込まれている。

リサイクル樹脂材使用率

| 22年 | 25年 | 30年 | 35年 |
|-----|-----|-----|-----|
| 0% | 2% | 25% | 35% |

【バッテリーの例】

バッテリー規則（欧州委員会）

2023年7月10日、欧州委員会は、バッテリー規則の採択を発表。**廃棄された携帯型バッテリーの回収率（2027年末までに63%等）**や、**原材料別の再資源化率、リサイクル済み原材料の最低使用割合**が示された。

各種電池への再生材の最低含有率規定

| コバルト | リチウム | ニッケル |
|------|------|------|
| 16% | 6% | 6% |

- ・規定発令後の猶予期間等の言及はなし
- ・廃電池由来のリチウム回収は27年より50%と規定

循環経済への移行には、**動静脈が一体**となったすり合わせが必要

我が国のアドバンテージは…

日本には、**奇跡的にもものづくり（動脈）の全工程が残る**とともに、各地域に**先進的な取組を行う静脈企業**が存在



地域に密着した資源循環の取組は、**我が国の強み**
そして、地域活性化・地方創生の観点から、推進すべき**重要な政策課題**



このすり合わせこそが、
世界の追随を許さない日本の強み

2. プラスチックに関する概要

<高度成長期>

■ プラスチックの特色

- ✓ **安価で、軽く、耐久性に富み、成型も容易**
- ✓ 高度成長期に製造量が飛躍的に増加

■ 適正処理が困難

- ✓ プラスチック廃棄物の量が増大
- ✓ **分解しにくく**安定性が高く、また**かさばる**ため多くの埋立用量が必要。
 - ✓ 当時の旧式の焼却炉では、燃焼の際に高温で炉を傷める。塩化水素ガス等の処理が必要。（その後改善され、これらの問題はなくなった）

<90年代初め>

■ 焼却処理困難

- ✓ **ダイオキシン問題**～焼却場からの飛灰にダイオキシンが含まれるとの報道から社会問題化

■ 最終処分場のひっ迫

- ✓ 最終処分場の偏在による自治体間の対立
- ✓ バブル景気を経て、多様な生活スタイルに～商品の少量多品種化、多頻度流通

廃棄物政策の転換（1990年代～2000年代）

■ 各種リサイクル法の制定（例：容器包装リサイクル法(1995年)）

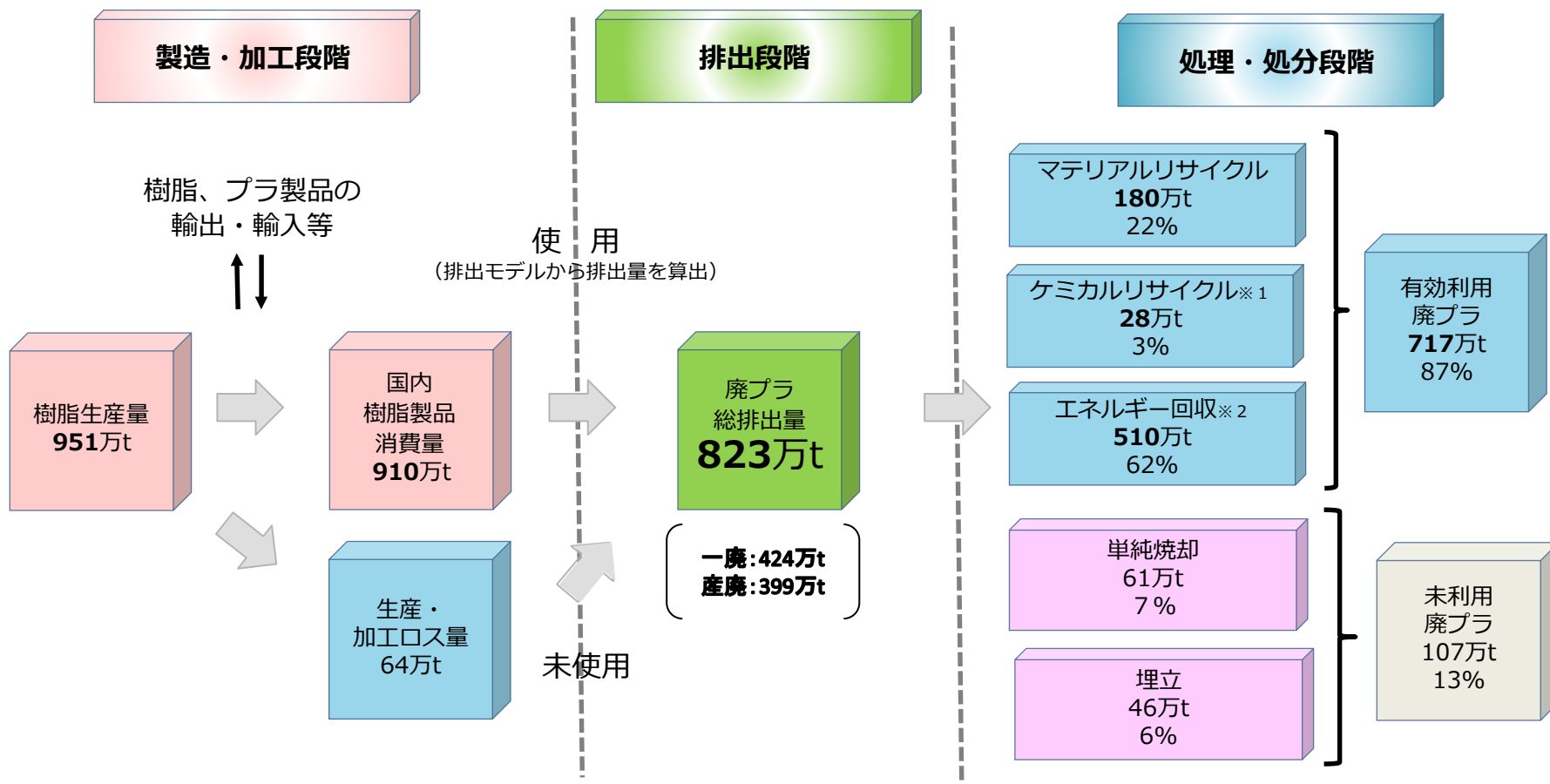
■ ダイオキシン類対策（特措法(1999年)、焼却施設の大型化、処理の広域化）

■ 循環型社会形成推進基本法の制定(2000年)：3Rの優先順位と拡大生産者責任を明記

→ **排出者責任の拡大、拡大生産者責任（EPR）**の考え方に基づく制度の導入

→ **3R（Reduce、Reuse、Recycle）の徹底**とリサイクルできないものの熱回収

日本のプラスチックの再資源化の現状（2022年）



日本：廃プラ排出量約823万トン（2022年）
 ⇒有効利用87%（リサイクル25%、熱回収62%）
 /未利用（埋立・焼却）13%

※1 ケミカルリサイクル：高炉・コークス炉原料、ガス化等
 ※2 エネルギー回収：固形燃料、セメント原燃料、発電焼却、熱利用焼却

出典）プラスチック循環利用協会データ

海洋プラスチックごみ問題の顕在化

- ・世界全体で毎年約**800万トン**のペースでプラスチックごみが海洋に流出し、生態系や、観光・漁業にも悪影響を及ぼしている。
- ・**5mm以下のマイクロプラスチック**が世界全体に漂っており、海洋生態系や人体への影響が懸念されている。



流出の多くが新興国・途上国といわれていることから、これらの国々を含む世界全体で取り組むことが必要。

出典：対馬市



大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019年6月 G20 大阪サミット

「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」

- ・G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- ・他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ(2023年5月時点、**87の国・地域**が共有)



G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合(2023年4月)・G7広島サミット(2023年5月)

- ・プラスチック汚染に関するG7目標：
「我々は、**2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット**」

途上国におけるプラスチックごみの輸入規制等

- ・2017年、**中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施**。
- ・その後、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増え、**東南アジア諸国においても同様の輸入規制が実施**された。
- ・有害廃棄物の越境移動等を規制する**バーゼル条約**のCOP14において、**プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加**する条約附属書改正が決議。(2021年1月発効)

プラスチック汚染に関する条約交渉について

- プラスチック汚染対策は世界の重要課題。2019年G20大阪サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有。現在、87の国と地域が賛同。2023年G7広島サミットでは、「2040年ゼロ」を目指す野心を掲げた。
- 2022年3月の国連環境総会（UNEA）で、国際文書（条約）を策定するための政府間交渉委員会（INC※）の設置を決議。2024年末までに作業完了（条文の合意）を目指す。
- 小野洋 環境省前地球環境審議官がアジア太平洋地域代表のINCビューロー（理事）に選出

※Intergovernmental Negotiating Committee

INC交渉スケジュール

2022年

INC1 : 11/28～12/2@ウルグアイ

- ・INC議長を選出（INC3までペルー、INC4からエクアドル）
- ・条約の目的、主要要素について議論

2023年

INC2 : 5/29～6/2@パリ（条文案の作成を決定）

INC3 : 11/13～19@ケニア（条文案初版を議論）

2024年

国連環境総会（UNEA） : 2/26の週（INCの状況報告）

INC4 : 4/21～30@カナダ（論点ごとに交渉を進める）

INC5 : 11/25～12/1（条文案の合意を目指す）

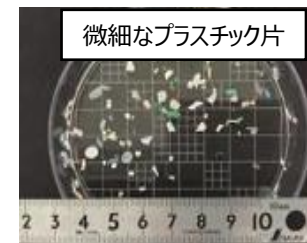
2025年（最速 = INC5で合意できれば）

外交会議（条約を採択、各国の署名開始（賛同の意思表示））

（大阪ブルー・オーシャン・ビジョン推進議連より日本開催を求める決議あり）

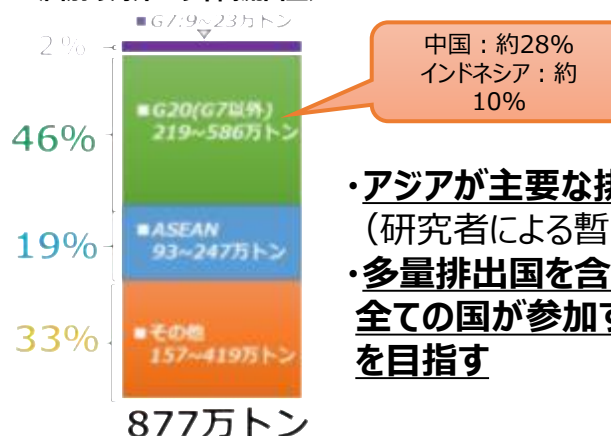


長崎県対馬市



微細なプラスチック片

<国別の海洋への年間流出量>



- ・**アジアが主要な排出地域**（研究者による暫定推計）
- ・**多量排出国を含む全ての国が参加する枠組みを目指す**

Jambeck (2015)。海洋だけでなく河川、土壌へ範囲を広げたもの等様々な推計ありだが（OECD(2022)等）、東南アジアが主要排出地域であるとの指摘は一貫。

プラスチック資源循環戦略（概要）



2019年（令和元年）5月31日

背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R + Renewable」

【マイルストーン】

| | |
|--------------|--|
| リデュース等 | <ul style="list-style-type: none">▶ ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 |
| リサイクル | <ul style="list-style-type: none">▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル▶ 漁具等の陸域回収徹底▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム |
| 再生材 バイオプラ | <ul style="list-style-type: none">▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 |
| 海洋プラスチック対策 | <p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none">▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理▶ 海岸漂着物等の回収処理▶ 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）▶ マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等）▶ 代替イノベーションの推進 |
| 国際展開 | <ul style="list-style-type: none">▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等） |
| 基盤整備 | <ul style="list-style-type: none">▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）▶ 資源循環関連産業の振興▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）▶ 海外展開基盤 |

- ＜リデュース＞
- ① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制
- ＜リユース・リサイクル＞
- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
 - ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
 - ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用
- ＜再生利用・バイオマスプラスチック＞
- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
 - ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

レジ袋有料化（2020年7月開始）の概要・効果



プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（目的）

- 「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日決定）では、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュース等の徹底を位置付けた。その取組の一環として「レジ袋有料化義務化」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すこととしている。
- プラスチック製買物袋を含む容器包装の使用合理化に係る取組を定める容器包装リサイクル法の枠組みを基本としつつ、省令※の見直し等を通じて、公平かつ実効的な有料化を迅速に実施し、プラスチック製買物袋の使用合理化に向けて国民的理解を醸成していくこととする。
※小売業に属する事業者が行う者の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

概要

有料化の対象

- 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋



対象とならない買物袋

- 厚さが50 μ m以上の買物袋
- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋



※これらについても、環境価値に応じた価値付け等を推進。

使用される買物袋については、上記のものや紙等の再生可能資源を用いたもの等への転換を推進

効果

1週間レジ袋を使用しなかった人の割合

| 有料化前（2020年3月） | 有料化後（2020年11月） |
|---------------|----------------|
| 30.4% | 71.9% |

出典）環境省アンケート調査

レジ袋の辞退率

| | 有料化前 | 有料化後 |
|------------|------|------|
| コンビニエンスストア | 約23% | 約75% |
| スーパーマーケット | 約57% | 約80% |

レジ袋の使用枚数

| | 有料化前 | 有料化後 | 削減効果 |
|---------|-------|------|--------|
| ドラッグストア | 約33億枚 | 約5億枚 | 約84%減少 |

出典）業界団体へのヒアリング

レジ袋の国内流通量

| 有料化前（2019年） | 有料化後（2021年） |
|-------------|-------------|
| 約20万 t | 約10万 t |

出典）日本経済総合研究センター『包装資材シェア事典 2022年版』（2022年12月）

3. プラスチックに係る資源循環 の促進等に関する法律

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立
令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行



製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景





- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| 設計・製造 販売・提供 排出・回収・リサイクル | <p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。  <p><付け替えボトル></p> | |
| | <p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。  <p><ワンウェイプラスチックの例></p> | |
| | <p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  <p><プラスチック資源の例></p> | <p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  <p><店頭回収等を促進></p> |

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までの、プラスチックの**ライフサイクル全般**での**3R + Renewable**（再生素材・再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切り替え）を進め、**あらゆる主体**の取組を**促進**。

G20 大阪 ブルー オーシャン ビジョン



新たな汚染ゼロの
世界の実現

2050年カーボン ニュートラル



温室効果ガス排出量を全体として
ゼロにする

プラスチック 資源循環戦略



マイルストーンの達成を目指す

【マイルストーン】

- 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- 2030年までにプラスチックの再生利用を倍増
- 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
- 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用

1. プラスチック使用製品設計指針

- 対象事業者：プラスチック使用製品を設計・製造する事業者

| ライフサイクル | 法での措置事項 (概要) | 対象 | 対象者 | 主務大臣 |
|-------------|-----------------------|-------------------------|---------------------------------|--|
| 設計・製造 | プラスチック使用製品設計指針 | プラスチック使用製品 | プラスチック使用製品製造事業者等 | 経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| 販売・提供 | 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 | 特定プラスチック使用製品 (12品目) | 特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等) | 経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| 排出・回収・リサイクル | 市区町村による分別収集・再商品化 | プラスチック使用製品廃棄物 | 市区町村 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化 | 自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品 | プラスチック使用製品の製造・販売事業者等 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 排出事業者による排出の抑制・再資源化等 | プラスチック使用製品産業廃棄物等 | 排出事業者 | 経産大臣、環境大臣、事業所管大臣 (全大臣) ※ |

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

1. プラスチック使用製品設計指針

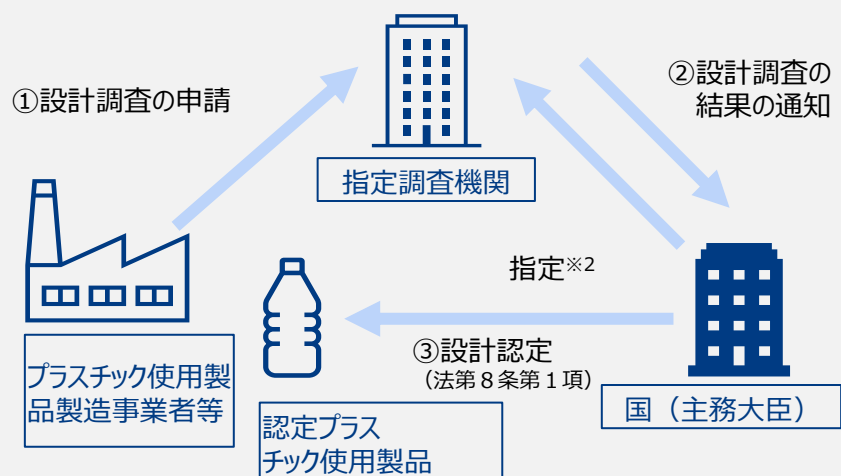
- プラスチックの資源循環を促進するためには、設計段階での取組が不可欠。
- 具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にする工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用など。
- 「プラスチック使用製品設計指針」は、全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めたもの。
- 特に優れた設計を国が認定する制度も創設し、認定製品の利用促進を図る。

●プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

| | | |
|--|------------------|---------------------------|
| (1) 構造 | ①減量化 | ②包装の簡素化 |
| | ③長期使用化・長寿命化 | ④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用 |
| | ⑤単一素材化等 | ⑥分解・分別の容易化 |
| | ⑦収集・運搬の容易化 | ⑧破碎・焼却の容易化 |
| (2) 材料 | ①プラスチック以外の素材への代替 | ②再生利用が容易な材料の使用 |
| | ③再生プラスチックの利用 | ④バイオプラスチックの利用 |
| (3) 製品のライフサイクル評価 | | |
| (4) 情報発信及び体制の整備 | | |
| (5) 関係者との連携 | | |
| (6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守 | | |

1. プラスチック使用製品設計指針

● 設計指針に適合した設計の認定制度（設計認定） ※任意の制度



- ①プラスチック使用製品製造事業者等は、指定調査機関に設計調査の申請をする。
- ②指定調査機関は、設計指針に適合しているか※1について設計調査を行い、設計調査の結果を国（主務大臣）に通知する。
- ③国（主務大臣）は設計調査の結果に基づき設計認定を行う。

※1 設計認定に係る適合基準に関しては、製品分野ごとに項目及び基準を別に定める

※2 国（主務大臣）は、設計調査を行おうとする者の申請に基づき、指定調査機関として設計調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者を指定する

● 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項 ※任意の制度

設計認定に当たっては、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、特に優れたプラスチック使用製品の設計について大臣認定を行う。

(1) 総合的な評価及び情報等の公表

製品分野ごとに別に定める項目※3について、製品のライフサイクルを通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら決定した当該取組の考え方等を公表していること。

(2) 基準への適合

同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、製品分野ごとに別に定める基準※3に適合していること。

※3 製品分野ごとの項目及び基準については、今後、順次、策定していく予定

減量化、包装の簡素化



付け替えボトル
出典) 花王 HP



過剰な包装の断髪式
出典) 日本ハム HP



プラスチック容器の代わりに最中で
商品を包んだ桔梗文玄餅極
出典) 桔梗屋 HP

減量化



ストローレス対応学校給食用紙パック
出典) 日本製紙 HP

再生プラスチックの利用



100%リサイクル素材のペットボトル

代替素材への切り替え



外袋を紙パッケージへ変更
出典) ネスレ日本株式会社 HP

【参考】容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集 (<https://www.env.go.jp/content/000121961.pdf>)
(環境に配慮された製品設計の促進を目的として、事業者による容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例を掲載しています。)

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）





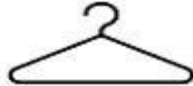

対象事業者：特定プラスチック使用製品（12製品）を提供する小売・サービス事業者

| ライフサイクル | 法での措置事項 (概要) | 対象 | 対象者 | 主務大臣 |
|-------------|-----------------------|-------------------------|------------------------------------|--|
| 設計・製造 | プラスチック使用製品設計指針 | プラスチック使用製品 | プラスチック使用製品製造事業者等 | 経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| 販売・提供 | 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 | 特定プラスチック使用製品 (12品目) | 特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等) | 経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| 排出・回収・リサイクル | 市区町村による分別収集・再商品化 | プラスチック使用製品廃棄物 | 市区町村 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化 | 自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品 | プラスチック使用製品の製造・販売事業者等 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 排出事業者による排出の抑制・再資源化等 | プラスチック使用製品産業廃棄物等 | 排出事業者 | 経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣)※ |

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

| 対象製品 | 対象業種 |
|---|--|
| フォーク スプーン テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー  | <ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等 |
| ヘアブラシ くし かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ  | <ul style="list-style-type: none"> ●宿泊業：ホテル、旅館 等 |
| 衣類用ハンガー  衣類用カバー  | <ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等 |

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる

- **目標を設定**し、実施これを達成するための取組を計画的に行う。
- **ポイント還元や有料化、代替素材への転換**などの取組を選択・実施。
- 多量提供事業者※は取組が著しく不十分な場合には勧告・公表・命令の対象に。

※年間提供量が5t以上（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）



- 特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務（サービス）の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装を除く））を提供する小売・サービス事業者は、提供方法の工夫や提供する製品を工夫するなどの使用の合理化が求められる。

主務大臣 「判断基準」を策定

必要な指導・助言

取組が著しく不十分な場合に
勧告・公表・命令等

特定プラスチック 使用製品提供事業者※

特定プラスチック使用製品として政令で定める製品を提供する者、政令で定める業種を対象とする。

特定プラスチック使用製品 多量提供事業者※

（前年度の提供量が5トン以上）

※ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の提供量は本部事業者の提供量に含むものとする

● 特定プラスチック使用製品提供事業者の判断基準

- (1) 目標の設定
- (2) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化
- (3) 情報の提供
- (4) 体制の整備等
- (5) 安全性等の配慮
- (6) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施状況等の把握等
- (7) 関係者との連携
- (8) 本部・加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化

小売・飲食店での取組



穴あきカトラリー
出典) ファミリー
マート HP



木製スプーン
出典) ローソン
HP



バイオマスプラスチックを
使用したカトラリー
出典) セブン-イレブ
ンHP



紙製ストロー
(FSC認証紙)

出典) スターバックスコーヒー-ジャパン
HP



(参考) 冷たい飲み物の蓋を削減



バイオマスプラスチック、
プラスチックレンゲの有料化
出典) 餃子の王将 HP

宿泊施設での取組



竹製・木製アメニティ

出典) 帝国ホテル
ニュースリリース



アメニティの客室設置を廃止し、
フロントロビーで必要な分を提供

出典) スーパーホテル HP

クリーニング店での取組



白洋舎のリサイクル活動に
ご協力ください

ハンガーを回収してリユース、リサイクル

出典) 白洋舎 HP



エコポイント 1ポイント 獲得!



エコポイントに応じて
濃縮液体洗剤、又は
オリジナルバッグを
プレゼント!

出典) 全国クリーニング生活衛生同業組
合連合会/一般社団法人クリーンライフ
協会 HP



薄肉化した衣類カバーの使用

3. 市区町村による分別収集・再商品化

対象者：市区町村

| ライフサイクル | 法での措置事項 (概要) | 対象 | 対象者 | 主務大臣 |
|--|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|--|
| 設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル | プラスチック使用製品設計指針 | プラスチック使用製品 | プラスチック使用製品製造事業者等 | 経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| | 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 | 特定プラスチック使用製品 (12品目) | 特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等) | 経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| | 市区町村による分別収集・再商品化 | プラスチック使用製品廃棄物 | 市区町村 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化 | 自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品 | プラスチック使用製品の製造・販売事業者等 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 排出事業者による排出の抑制・再資源化等 | プラスチック使用製品産業廃棄物等 | 排出事業者 | 経産大臣、環境大臣、事業所管大臣 (全大臣) ※ |

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

法施行前

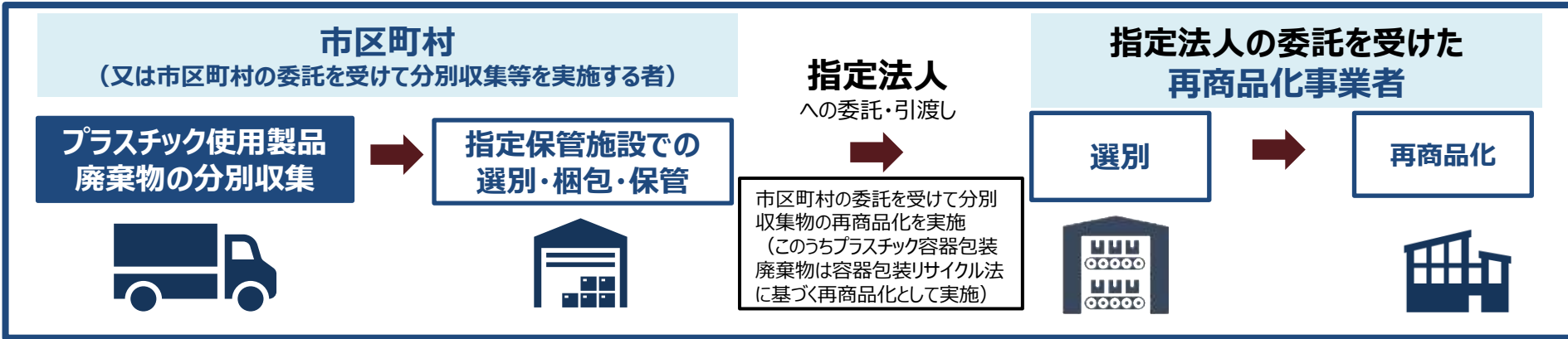
市区町村が分別収集したプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡して再商品化することができます。

法施行後

市区町村は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集する方法（左）、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に分別収集する方法（右）により、分別収集し、容器包装リサイクル法の指定法人に委託する又は再商品化計画の認定を受けることで再商品化することができます。

容器包装リサイクル法の指定法人へ引き渡すことで再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施
再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施



市区町村は、

- ・「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」の**分別収集物の基準**及び
- ・「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室）」

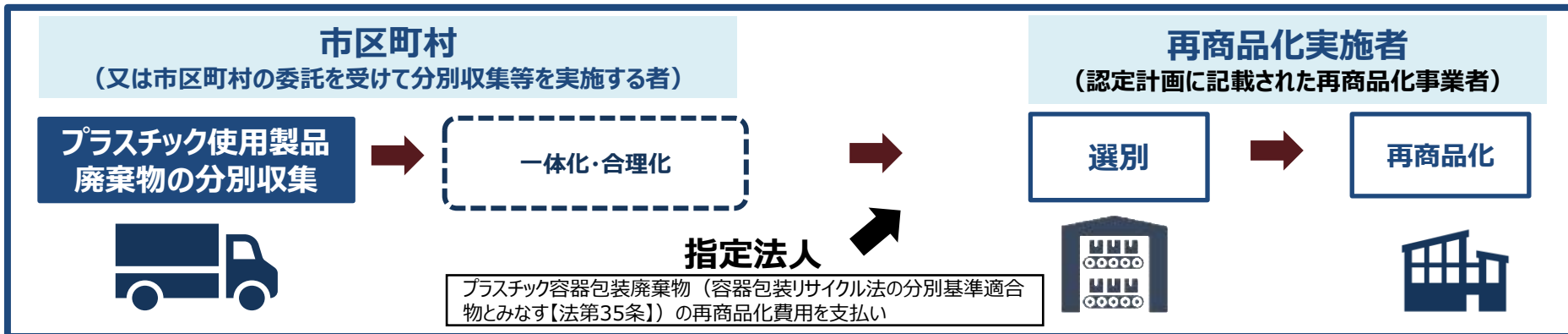
に従って分別収集・再商品化する必要がある。

再商品化事業者は、容器包装又は製品のそれぞれの単価に分けて入札を行う。落札決定においては、トータルの単価を基に決定する。

容器包装と製品の比率の決定は、ベール品質調査において行う。容器包装又は製品それぞれの重量を算出し、それぞれの単価を乗じて処理費用を計算する。

認定を受けた再商品化計画に基づきリサイクルを行う方法（法33条）

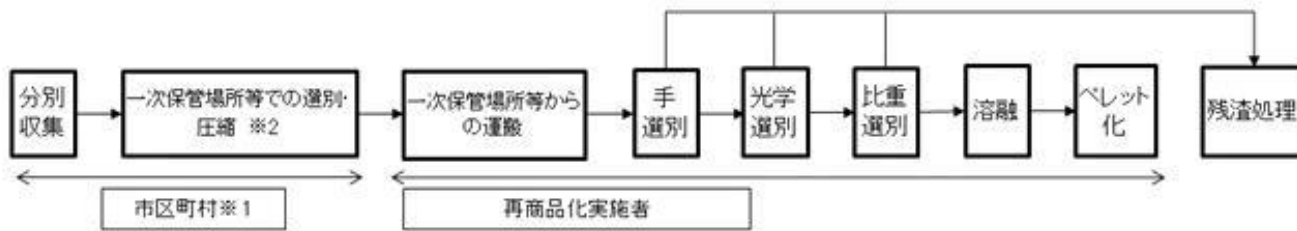
- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。



再商品化計画の認定申請の手引き（2022.3月）

計画に記載すべき事項、申請手続や認定基準、再商品化の実施状況を把握するために必要な措置等について解説。市区町村の統括的責任、顔の見える連携協力体制の構築、基本方針に定める2050カーボンニュートラルや大阪ブルーオーシャンビジョンの達成等を記述。

（材料リサイクルの例）



※1 廃棄物処理法第6条に基づく市区町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき市区町村から委託等を受けた者を含む。

※2 市区町村と再商品化事業者との調整により省略することが可能。

再商品化計画の認定事例について



| 市町村名 (認定日) | 計画期間 | 分別収集物 | | 収集、運搬 又は処分を行うもの | 再商品化 製品 |
|-------------------------------|--------------------------------|---|---------------------------|-------------------------------------|------------|
| | | 種類 | 量(ト/年) | | |
| 宮城県仙台市 (R4.9.30) | R5.4.1～ R8.3.31 (3年間) | プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計 | 13,104 1,456 14,560 | J&T環境株式会社 (宮城県仙台市) | ペレット等 |
| 愛知県安城市 (R4.12.19) | R6.1.1～ R8.3.31 (2年3か月) | プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計 | 1,174 250 1,424 | 株式会社富山環境整備 (富山県富山市) | ペレット等 |
| 神奈川県横須賀市 (R4.12.19) | R5.4.1～ R8.3.31 (3年間) | プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計 | 3,868 318 4,186 | 株式会社TBM (神奈川県横須賀市) | ペレット |
| 富山県高岡市 (R5.11.30) | R6.10.1～ R9.3.31 (2年6か月) | プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計 | 2,777 1,832 4,608 | 株式会社富山環境整備 (富山県富山市) | ペレット等 |
| 富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30) | R6.4.1～ R9.3.31 (3年間) | プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計 | 6,354 381 6,735 | 株式会社富山環境整備 (富山県富山市) | ペレット等 |
| 京都府亀岡市 (R5.11.30) | R6.4.1～ R9.3.31 (3年間) | プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計 | 2,120 544 2,664 | 株式会社富山環境整備 (富山県富山市) | ペレット等 |
| 砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30) | R6.4.1～ R9.3.31 (3年間) | プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計 | 956 273 1,229 | 株式会社富山環境整備 (富山県富山市) | ペレット等 |
| 岐阜県輪之内町 (R5.11.30) | R6.4.1～ R9.3.31 (3年間) | プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計 | 59 6 65 | 株式会社岐阜リサイクル センター (岐阜県安八郡輪之内町) | 減容品 |

※量(ト/年)：再商品化計画期間平均値

令和5年度に指定法人へ分別収集物の引き渡しを実施する地方公共団体数及び量



(令和5年4月7日：日本容器包装リサイクル協会発表)

| 都道府県 | 地方公共団体 | 数量 (トン) |
|------|--------|---------|
| 北海道 | 2 | 507 |
| 宮城県 | 1 | 1,643 |
| 栃木県 | 1 | 1,900 |
| 群馬県 | 1 | 350 |
| 埼玉県 | 1 | 2,667 |
| 東京都 | 7 | 4,402 |
| 神奈川県 | 1 | 1,407 |
| 長野県 | 3 | 2,555 |
| 岐阜県 | 1 | 10 |

| 都道府県 | 地方公共団体 | 数量 (トン) |
|------|--------|---------|
| 愛知県 | 8 | 3,266 |
| 三重県 | 1 | 1,119 |
| 京都府 | 2 | 14,325 |
| 岡山県 | 1 | 165 |
| 広島県 | 1 | 874 |
| 愛媛県 | 1 | 163 |
| 福岡県 | 2 | 3,487 |
| 鹿児島県 | 1 | 430 |
| 合計 | 35 | 39,268 |

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照 (<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r05/pla02.pdf>)

令和6年度に指定法人へ分別収集物の引き渡しを予定している地方公共団体数及び量



(令和5年9月14日：日本容器包装リサイクル協会発表)

| 都道府県 | 地方公共団体 | 数量 (ト) | | 都道府県 | 地方公共団体 | 数量 (ト) |
|------|--------|--------|--|-----------|-----------|---------------|
| 北海道 | 6 | 467 | | 愛知県 | 11 | 5,548 |
| 岩手県 | 1 | 12 | | 三重県 | 1 | 152 |
| 宮城県 | 4 | 710 | | 滋賀県 | 1 | 30 |
| 福島県 | 2 | 36 | | 京都府 | 1 | 1,200 |
| 栃木県 | 2 | 194 | | 兵庫県 | 2 | 75 |
| 群馬県 | 4 | 196 | | 和歌山県 | 1 | 50 |
| 埼玉県 | 3 | 917 | | 岡山県 | 3 | 493 |
| 東京都 | 19 | 6,283 | | 広島県 | 1 | 31 |
| 神奈川県 | 2 | 354 | | 愛媛県 | 1 | 109 |
| 富山県 | 1 | 27 | | 福岡県 | 1 | 3 |
| 福井県 | 1 | 46 | | 佐賀県 | 1 | 7 |
| 長野県 | 12 | 689 | | 熊本県 | 1 | 20 |
| 岐阜県 | 1 | 2 | | 鹿児島県 | 2 | 48 |
| 静岡県 | 1 | 260 | | 合計 | 86 | 17,959 |

※令和5年6月20日～7月21日に実施した「令和6年度 市町村からの引き渡し量に関する調査」の集計結果の中から、法第32条の引き渡しを予定している市町村をまとめたもの。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置



- 分別収集物に含まれる容器包装については、容リ法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)が令和4年4月1日に施行し、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の努力義務が規定されたことを踏まえ、令和4年度から製品プラスチックリサイクルに係る分別収集・再商品化に要する経費について特別交付税措置を講じている。

プラスチック製容器包装の分別収集

市区町村 (又は委託業者)

分別収集

選別・梱包・保管

普通交付税措置

リサイクル事業者

運搬

再商品化

特定事業者が費用負担

プラスチック製品の分別収集 (R4年度～)

市区町村 (又は委託業者)

分別収集

選別・梱包・保管

特別交付税措置

リサイクル事業者

運搬

再商品化

- 市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して特別交付税措置

算定式

$$(A \text{ t} \times 7.9 \text{ 万円/t} + B \text{ t} \times 6.1 \text{ 万円/t}) \times 0.5$$

市町村の製品プラスチック分別収集量 (トン)

分別収集の標準的な単価

市町村の製品プラスチック再商品化量 (トン)

再商品化の標準的な単価

令和4年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の概要



- (1) 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的として、**青森県八戸市・岩手県岩手町・福島県猪苗代町・茨城県鹿嶋市・栃木県那須塩原市・群馬県大泉町・東京都江戸川区・神奈川県横須賀市・富山県富山市・静岡県沼津市・兵庫県（小野市、加西市、加東市）・福岡県（宗像市、古賀市、福津市、新宮町）の12自治体を採択**

| | |
|---------|---|
| 事業の実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装及び製品の一括回収の実証 ・組成調査（実証事業による収集物や可燃ごみの組成調査等） ・住民周知（説明会開催やチラシ配布等） ・効果検証（コスト・CO2排出量の分析等） 等 |
| 結果のまとめ | <ul style="list-style-type: none"> ● 住民からは、「汚れの程度が判別できない」、「金属等が分離できなかった/判別できなかった」との意見が多かったことから、対象製品の具体化等を明確にすることが重要。 ● 容器包装の分別収集の実施有無に関わらず、モデル移行に伴いCO2排出削減効果があることが確認できた。 ● コストは認定スキームの方が削減できる可能性が示唆された。 ● 複数の市町村の連携・共同・合理化によるメリットとして、再商品化事業者との一括契約によるコスト削減効果や選別・ペール化工程での負担軽減の可能性が示唆された。 ● 認定スキームでは、再商品化事業者との間で分別基準を設けることにより、認定スキームの再商品化工程でのプラスチック資源（重量）の割合の改善が確認できた。 |

- (2) 地方公共団体が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る先進的モデル形成支援を行うことを目的として、4自治体を採択した。

| 地方公共団体名 | 連携団体名 | 事業の概要 |
|---------|---|--|
| 秋田県 | JA大潟村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業系廃プラスチックの自主回収ルートでの収集・リサイクル及びその効果検証 ・ 排出事業者とリサイクル事業者と繋ぐ情報連携プラットフォームでやり取りされる情報の整理 ・ 農業系廃プラスチック等の破碎洗浄等処理技術に関する調査・検討 |
| 東京都 | ユニリーバ・ジャパン・サービス(株)、花王(株)、P&Gジャパン合同会社、ライオン(株) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済み容器の自主回収及び住民への普及啓発・理解促進 ・ 回収量の増加のため、プラスチックボトル容器のピッキング回収のテストを実施 |
| 神奈川県川崎市 | 日清オイリオグループ(株) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食用油製品容器等の回収ボックスを設置し、排出実態、拠点毎の回収量・性状、回収した容器などの再資源化適否等を把握 |
| 神奈川県藤沢市 | ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング(株) | <ul style="list-style-type: none"> ・ シャンプー等空容器の回収の実施に向けた広報資料を作成及び周知・啓発 ・ 事業実施による環境面・経済面での効果検証 |
| 結果のまとめ | <ul style="list-style-type: none"> ● 概ね回収物の異物割合も少なく、再資源化された製品も品質としては問題がなかった。 ● 異物の混入が少なく、回収品目の質が高まることが確認できた。 ● 住民として自主回収に参加することで、企業の環境保護・保全活動を行う企業の商品・サービスの購入意欲が高まることが確認できた。 | |

(1) 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル（10件）

- 市区町村が主体となって実施する容器包装及び製品の分別収集・リサイクルに関する実証、調査、検討等を実施。

| | |
|---------|---|
| 事業の実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装及び製品の一括回収の実証 ・ 組成調査（実証事業による収集物や可燃ごみの組成調査等） ・ 施設調査（中間処理施設及び保管施設等の規模や処理能力の調査） ・ 住民周知（説明会開催やチラシ配布等） ・ 効果検証（コスト・CO2排出量の分析等） 等 |
| 採択自治体 | ①宮城県石巻市 ②秋田県（大仙市、三郷町） ③茨城県石岡市 ④栃木県宇都宮市 ⑤埼玉県さいたま市 ⑥富山県魚津市 ⑦兵庫県姫路市 ⑧広島県呉市 ⑨大分県佐伯市 ⑩鹿児島県鹿児島市 |

(2) 地方公共団体が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクル（2件）

- 都道府県が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルについて、実証、調査、検討等を実施。

| 地方公共団体名 | 連携団体名 | 回収対象 | 事業の概要 |
|---------|---|-------------|---|
| 東京都 | ユニリーバ・ジャパン・サービス(株)、花王(株)、P & G ジャパン合同会社、ライオン(株) | 日用品プラスチック容器 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体が回収した容器包装プラスチックから対象のプラスチック容器を指定保管施設でピックアップ回収する実証を行う。本モデルにおける効果の把握や検討を行う。 |
| 広島県 | (株)エフピコ | ペットボトル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭回収の課題となっている店舗スタッフの負担や回収方法の解決に向けて、効果の検証や店舗へのアンケートを踏まえて、最適な回収方法の検討を行う。 |

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業



対象事業者：プラスチック使用製品の製造・販売事業者等

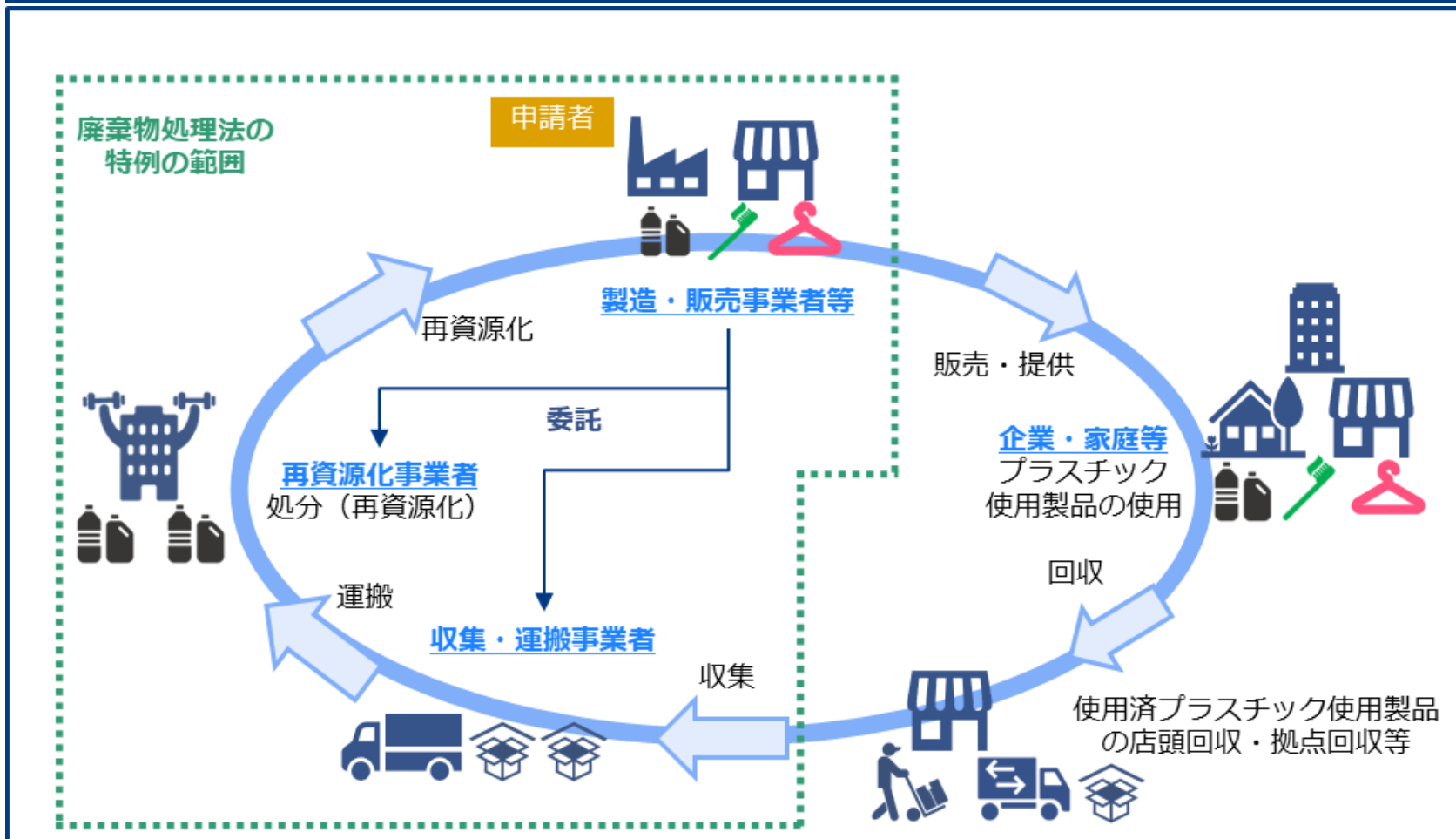
| ライフサイクル | 法での措置事項 (概要) | 対象 | 対象者 | 主務大臣 |
|-------------|-----------------------|-------------------------|---------------------------------|--|
| 設計・製造 | プラスチック使用製品設計指針 | プラスチック使用製品 | プラスチック使用製品製造事業者等 | 経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| | 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 | 特定プラスチック使用製品 (12品目) | 特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等) | 経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| 排出・回収・リサイクル | 市区町村による分別収集・再商品化 | プラスチック使用製品廃棄物 | 市区町村 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化 | 自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品 | プラスチック使用製品の製造・販売事業者等 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 排出事業者による排出の抑制・再資源化等 | プラスチック使用製品産業廃棄物等 | 排出事業者 | 経産大臣、環境大臣、事業所管大臣 (全大臣) ※ |

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

- プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム

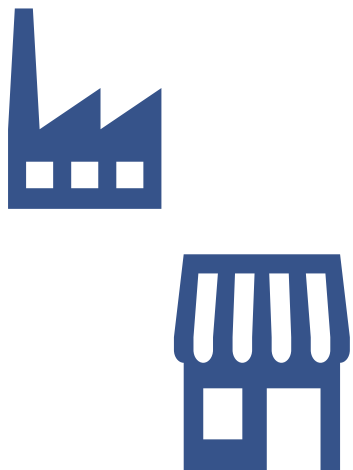


4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

- 自主回収・再資源化事業を行おうとする者は、計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。認定後は毎年度、実施の状況を報告すること。
- また、認定を受けた計画を変更する場合は、変更内容に応じて手続を行うこと。

● 自主回収・再資源化事業のフロー図

製造・販売事業者等



① 計画の作成・申請

② 要件に適合する計画の認定

③ (必要に応じて)
変更の認定の申請 / 事前届出 / 事後届出

④ (必要に応じて) 変更の認定

⑤ 実施の状況に関する報告

⑥ (必要に応じて)
指導・助言等 / 変更指示 / 認定取消し

主務大臣
(経産大臣・環境大臣)



製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画（法39条）

プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

| 事業者名 (認定日) | 収集区域 | 使用済プラスチック使用製品 | | 再資源化により得られたもの | |
|------------------------|------------------------------|---------------|--------|---------------|-------------|
| | | 種類 | 量(ト/年) | 製品 | 利用先 |
| 緑川化成工業(株) (R5.4.19) | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 | 使用済アクリル板 | 100.0 | 再生アクリルペレット | アクリルシート製造業者 |

排出事業者による再資源化事業計画（法48条）

①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

| 事業者名 (認定日) | 区分 | 収集区域 | プラスチック使用製品産業廃棄物等 | | 再資源化により得られたもの | |
|------------------------|------|------------------------------|---|-------------------|--------------------------|--------------------|
| | | | 種類 | 量(ト/年) | 製品 | 利用先 |
| 三重中央開発(株) (R5.4.19) | 2号認定 | 三重県 奈良県 | 食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等） (計) | 360 280 640 | PE・PPペレット PE・PP混合減容製品 | パレット製造業者 |
| DINS関西(株) (R5.4.19) | 2号認定 | 大阪府 | 廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等 | 201 | 再生PET樹脂 | 飲料メーカー 容器メーカー |
| 浪速運送(株) (R6.1.16) | 2号認定 | 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、兵庫県、大阪府 | アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP） | 250 | PE・PPペレット 原料資材 | プラスチック商社 メーカー企業 |

つめかえパック



出典) 神戸市 HP

化粧品容器



28の化粧品ブランドが賛同し、
化粧品の空容器の回収リサイクル
プログラムを実施。

出典) 株式会社ロフトHP

おもちゃ



出典) 日本マクドナルド株式会社

ペットボトル

スーパー用 自動回収機
(イトーヨーカドー等)



コンビニ用小型自動回収機
(セブン・イレブン等)



出典) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス HP

歯ブラシ



出典) ライオン株式会社 HP

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）



対象事業者：プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者

| ライフサイクル | 法での措置事項 (概要) | 対象 | 対象者 | 主務大臣 |
|-------------|-----------------------|-------------------------|------------------------------------|--|
| 設計・製造 | プラスチック使用製品設計指針 | プラスチック使用製品 | プラスチック使用製品製造事業者等 | 経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| 販売・提供 | 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 | 特定プラスチック使用製品 (12品目) | 特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等) | 経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| 排出・回収・リサイクル | 市区町村による分別収集・再商品化 | プラスチック使用製品廃棄物 | 市区町村 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化 | 自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品 | プラスチック使用製品の製造・販売事業者等 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 排出事業者による排出の抑制・再資源化等 | プラスチック使用製品産業廃棄物等 | 排出事業者 | 経産大臣、環境大臣、事業所管大臣（全大臣）※ |

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）



- **プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者**（「排出事業者」：事業所、工場、店舗等で事業を行う事業者であれば、その多くが対象となる）は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められる。
- 事業活動に伴って排出されたプラスチック使用製品産業廃棄物であれば、プラスチック使用製品産業廃棄物等に該当する。

主務大臣 「判断基準」を策定

必要な指導・助言

取組が著しく不十分な場合に
勧告・公表・命令等

排出事業者※1※2

（プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者）

多量排出事業者※2

（前年度の排出量が250トン以上）

排出の抑制・再資源化等に関する目標設定、
目標達成のための取組の計画的な実施

※1 従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種に属する事業を行う個人・会社・組合等
従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等 を除く

※2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の排出量は本部事業者の排出量に含むものとする

● 排出事業者の判断基準

- (1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則
- (2) 排出の抑制に当たって講ずる措置
- (3) 再資源化に当たって講ずる措置
- (4) 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- (5) 排出事業者の情報の提供
- (6) 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- (7) 教育訓練
- (8) 実施状況の把握・管理体制の整備
- (9) 関係者との連携

● 排出事業者の判断基準

(1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則

- プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、事業活動で使用するプラスチック使用製品の安全性や機能性等の必要な事情に配慮した上で、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り、次の方法で排出の抑制及び再資源化を実施すること。

- ① 排出を抑制すること
- ② 再資源化の促進に資するよう、適切に分別して排出すること
- ③ 再資源化を実施することができるものは、再資源化を実施すること

ただし、上記の方法によらないことが環境への負荷の低減に有効である場合は、この限りではない。

- 再資源化を実施することができないものであって、熱回収※を行うことができるものは、熱回収を行うこと。
- プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を適正に行うことができる者に委託することができる。ただし、熱回収に係る委託については、再資源化を実施することができないものに限ること。

※ 使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすること

（2）排出の抑制に当たって講ずる措置

- プラスチック使用製品の製造、加工又は修理の過程において、次のような措置を行うこと。
 - ① 原材料の使用の合理化を行うこと
 - ② 端材の発生を抑制すること
 - ③ 端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用すること
- 流通又は販売の過程において使用するプラスチック製の包装材について、次のような措置を行うこと。
 - ① 簡素な包装を推進すること
 - ② プラスチックに代替する素材を活用すること
- 事業活動において使用するプラスチック使用製品について、次のような措置を行うこと。
 - ① なるべく長期間使用すること
 - ② 過剰な使用を抑制すること
 - ③ 部品又は原材料の種類について工夫されたプラスチック使用製品を使用すること

（3）再資源化等に当たって講ずる措置

- リチウムイオン蓄電池を使用する機器といった、再資源化等を著しく阻害するものの混入を防止すること。
- 周辺地域に再資源化を適正に実施することができる者が存在しない場合や、人が感染するおそれのある病原体が付着しているおそれがある場合といった、再資源化を実施することができない場合において、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと。
- 自ら熱回収を行う場合、可能な限り効率性の高い熱回収※を行うこと。
- 熱回収を委託する場合、可能な限り効率性の高い熱回収※を行う者を選定すること。
- 廃棄物の飛散や流出といった、生活環境の保全上の支障が生じないよう措置を講ずること。

※ JIS Z 7311:2010 で規定される「廃棄物由来の紙、プラスチックなど固形化燃料（RPF）」の活用等

(参考) 排出事業者による排出抑制の取組事例

排出事業者による排出抑制の取組事例

①原材料の使用の合理化

株式会社ユーグレナ
化粧品の容器を、サトウキビ由来樹脂を配合したチューブタイプの容器に変更。



①簡易な包装の推進

コニカミノルタ株式会社
衝撃を熱に変換する新規エア緩衝材を開発し、重量物である複合機の包装に使用。2005年製品比でプラスチック製緩衝材を70%程度削減。



②端材の発生の抑制

株式会社JSP
工場で断熱材を指定の寸法にプレカット（予め断裁）して納品し、施工現場での断熱材の端材、カット時の粉の発生を抑制。



③端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用

Y K K AP株式会社
樹脂窓の製造工程で発生する樹脂端材を再利用。



②代替素材の活用

株式会社グラセル
サンプル発送袋に環境にやさしい紙やバイオマスプラスチック配合品を採用。



排出事業者による排出抑制の取組事例

① 長期間の使用

② 過剰な使用の抑制

TOBISHIMA CORPORATION
リターナブル容器の弁当事業者を利用。



③ 部品又は原材料の種類について工夫された製品の使用

宮城県気仙沼市、埼玉県、
一般財団法人静岡経済研究所、
サンコーフォームズ株式会社
紙製クリアファイルの使用。



排出事業者による再資源化等の取組事例

株式会社キングジム
使用済みテープカートリッジの回収・再資源化またはリユース。



鹿島建設株式会社
作業服を回収し自動車内装材や屋根下防水材料にリサイクル



（4）多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等

- 多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。
- 多量排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び目標の達成状況に関する情報をインターネット等により公表するよう努めること。

（5）排出事業者の情報の提供

- 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を委託するに当たっては、受託者に対し、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等について、その排出及び分別の状況、性状及び荷姿に関する事項その他の必要な情報を提供すること。
- 多量排出事業者を除く排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネット等により公表するよう努めること。

（6）本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進

- 本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、当該加盟者に対して必要な指導を行い、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めること。
- 加盟者は、本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力するよう努めること。

(7) 教育訓練

- 排出事業者は、その従業員に対して、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること。

(8) 実施状況の把握・管理体制の整備

- 排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施量その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと。
- 排出事業者は、記録の作成その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと。

(9) 関係者との連携

- 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、排出事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

6. 排出事業者による再資源化事業



対象事業者：プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者

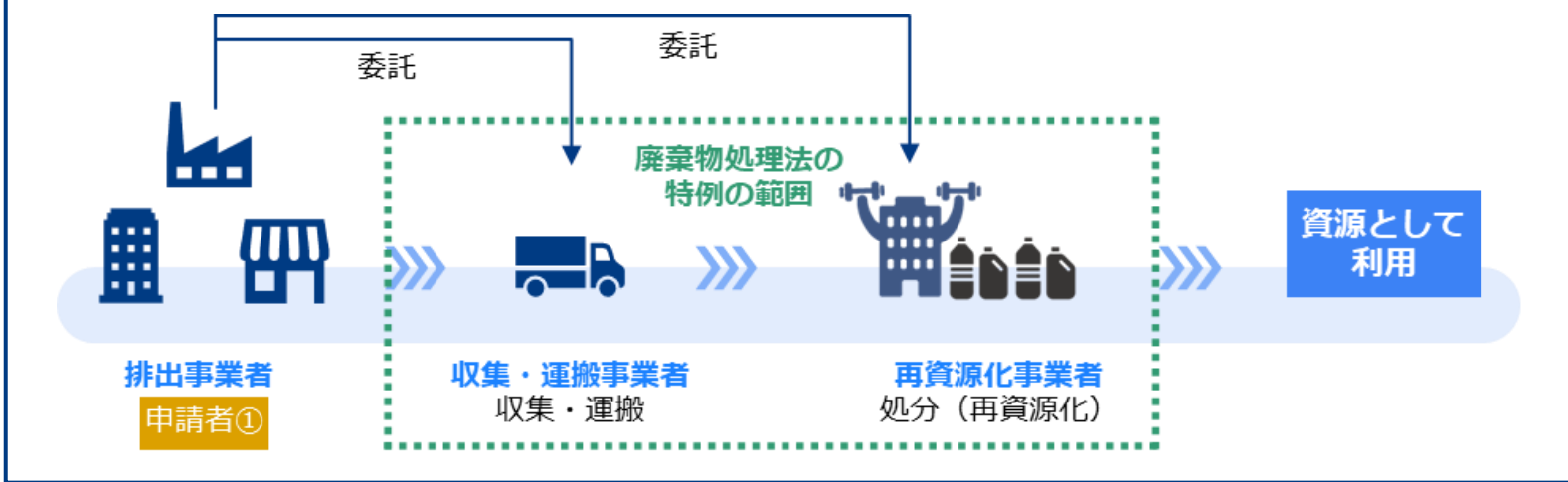
| ライフサイクル | 法での措置事項 (概要) | 対象 | 対象者 | 主務大臣 |
|-------------|-----------------------|-------------------------|---------------------------------|--|
| 設計・製造 | プラスチック使用製品設計指針 | プラスチック使用製品 | プラスチック使用製品製造事業者等 | 経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| | 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 | 特定プラスチック使用製品 (12品目) | 特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等) | 経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) |
| 排出・回収・リサイクル | 市区町村による分別収集・再商品化 | プラスチック使用製品廃棄物 | 市区町村 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化 | 自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品 | プラスチック使用製品の製造・販売事業者等 | 経産大臣、環境大臣 |
| | 排出事業者による排出の抑制・再資源化等 | プラスチック使用製品産業廃棄物等 | 排出事業者 | 経産大臣、環境大臣、事業所管大臣 (全大臣) ※ |

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

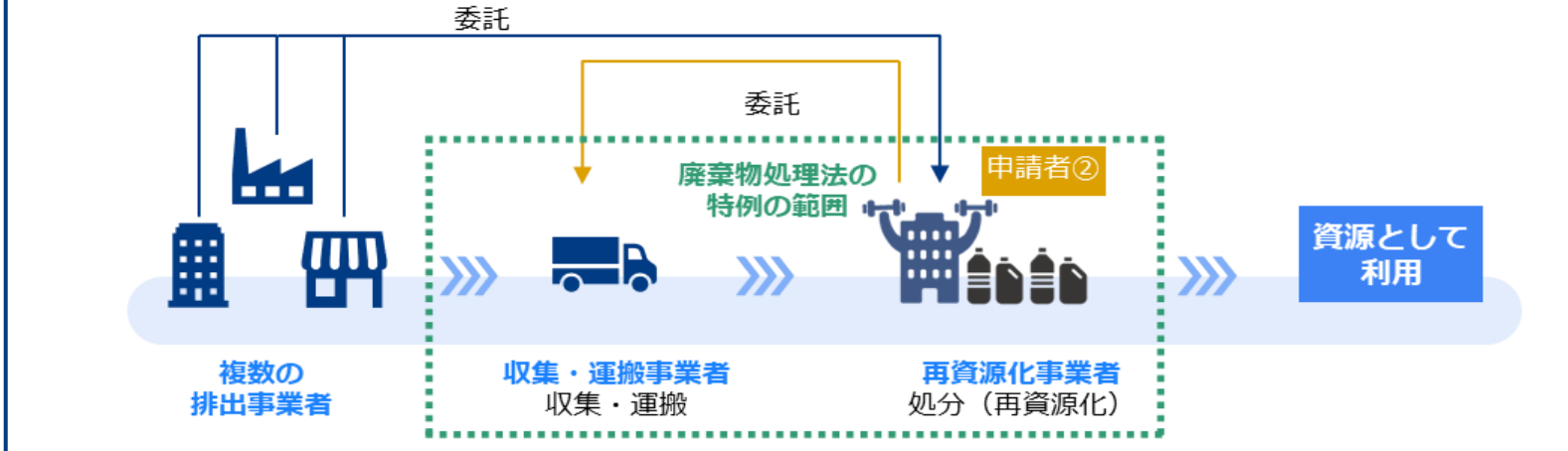
6. 排出事業者による再資源化事業

- ①排出事業者又は②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

●申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



●申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



6. 排出事業者による再資源化事業

- 再資源化事業を行おうとする者は、計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。認定後は毎年度、実施の状況を報告すること。
- また、認定を受けた計画を変更する場合は、変更内容に応じて手続を行うこと。

● 再資源化事業のフロー図

排出事業者等



① 計画の作成・申請

② 要件に適合する計画の認定

③ (必要に応じて)
変更の認定の申請 / 事前届出 / 事後届出

④ (必要に応じて) 変更の認定

⑤ 実施の状況に関する報告

⑥ (必要に応じて)
指導・助言等 / 変更指示 / 認定取消し

主務大臣
(経産大臣・環境大臣)



● 再資源化事業を行う場合の主な注意点

- ① 収集・運搬を行う際は、当該認定に係る運搬車等である旨を外から見やすいように表示のうえ、認定証の写しの書面又は電磁的記録を備え付けること。
- ② 主務大臣の認定を受けた場合であっても、廃棄物処理法に基づく業の許可以外の、廃棄物処理法に基づく規定（処理施設の設置許可・産業廃棄物管理票の交付等）は引き続き適用される。
- ③ 排出事業者は、再資源化事業計画の認定を受けても廃棄物処理法の特例の対象にはならないが、廃棄物処理法上、自ら収集、運搬又は処分を行う場合は業の許可は不要とされている。ただし、その場合も、廃棄物処理法に基づく収集、運搬又は処分に係る基準に従って処理を行うこと。
- ④ 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合、申請者は処分（再資源化）を他の事業者に委託することは不可。

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画（法39条）

プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

| 事業者名 (認定日) | 収集区域 | 使用済プラスチック使用製品 | | 再資源化により得られたもの | |
|------------------------|------------------------------|---------------|--------|---------------|-------------|
| | | 種類 | 量(ト/年) | 製品 | 利用先 |
| 緑川化成工業(株) (R5.4.19) | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 | 使用済アクリル板 | 100.0 | 再生アクリルペレット | アクリルシート製造業者 |

排出事業者による再資源化事業計画（法48条）

①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

| 事業者名 (認定日) | 区分 | 収集区域 | プラスチック使用製品産業廃棄物等 | | 再資源化により得られたもの | |
|------------------------|------|--------------------------------------|---|-------------------|--------------------------|--------------------|
| | | | 種類 | 量(ト/年) | 製品 | 利用先 |
| 三重中央開発(株) (R5.4.19) | 2号認定 | 三重県 奈良県 | 食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等） (計) | 360 280 640 | PE・PPペレット PE・PP混合減容製品 | パレット製造業者 |
| DINS関西(株) (R5.4.19) | 2号認定 | 大阪府 | 廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等 | 201 | 再生PET樹脂 | 飲料メーカー 容器メーカー |
| 浪速運送(株) (R6.1.16) | 2号認定 | 東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県、福岡県、兵庫 県、大阪府 | アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP） | 250 | PE・PPペレット 原料資材 | プラスチック商社 メーカー企業 |

4. その他（参考情報）

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 プラスチック等資源循環システム構築実証事業



【令和6年度予算(案) 4,672百万円の内数(4,672百万円の内数)】

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源(バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等)に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

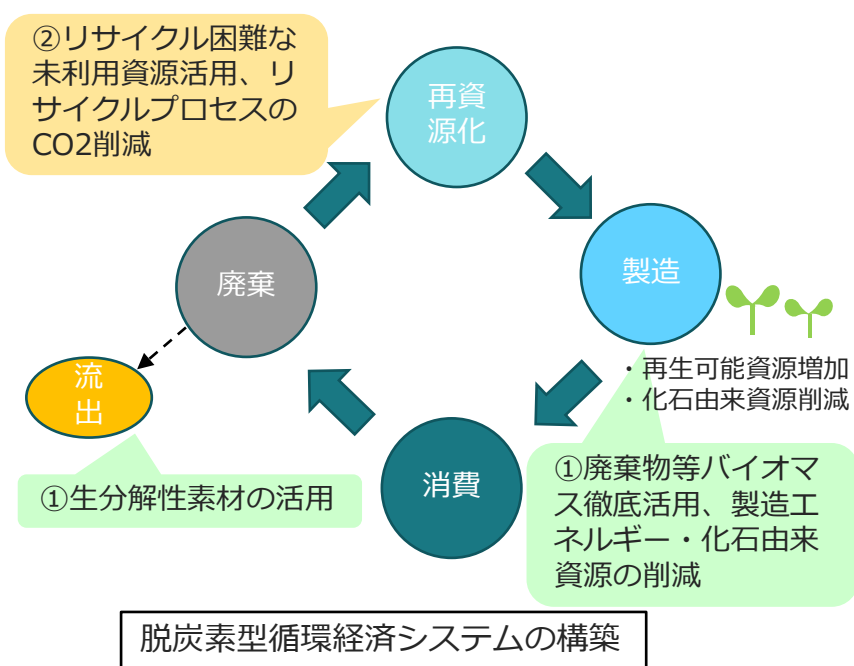
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック(紙おむつ、衣類等含む)、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業(補助率1/3、1/2)
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



バイオポリプロピレン実証

期間: 令和元~3年度

● 三井化学株式会社



ソルゴー（イネ科植物）をはじめとする非可食資源を含む様々なバイオマスから得られる糖を原料とし、発酵プロセスをキーとした独自の製造方法による、工業レベルでのバイオポリプロピレン製造実証試験を行う。



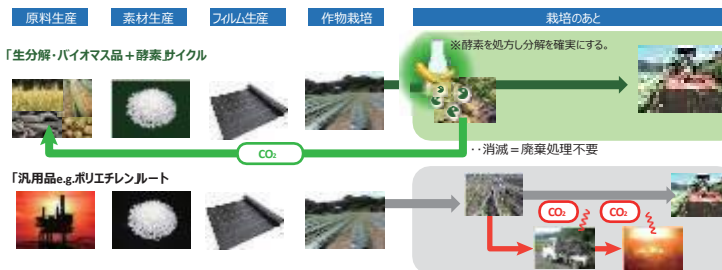
生分解性バイオマスプラスチックの農業用フィルム等開発・実用化実証

期間: 令和元~3年度

● 三菱ケミカル株式会社



生分解性バイオマスプラスチックを改良し、その分解制御方法を作り、廃棄処理が要らない農業用フィルムをより多くの作物や地域に拡大するための実証と評価を行う。



非可食バイオマスを用いた国産バイオマスプラスチック製造実証

期間: 令和元~3年度

● 王子ホールディングス株式会社



パルプを原料としたバイオポリエチレン、ポリ乳酸製造の技術課題の解決を図るとともに、量産プロセス、リサイクル性、CO₂排出量の削減効果を検証・評価する。



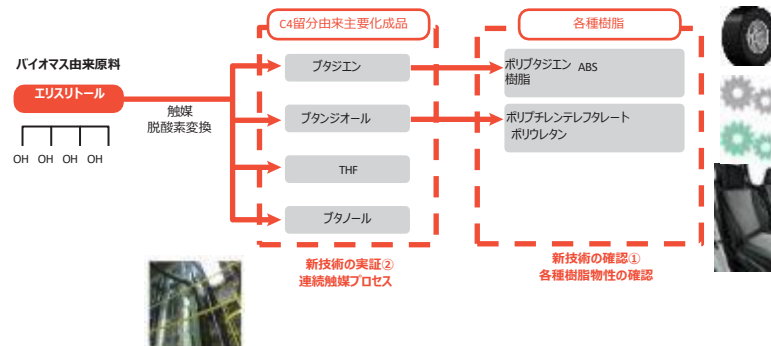
バイオマスからC4化成品製造に関する実証

期間: 令和元~3年度

● 株式会社ダイセル



バイオマス由来エリスリトールからC4化成品へ転換する際の触媒の改良及びC4化成品から得られた樹脂の物性を評価し、C4化成品をバイオマスから製造する技術実証を行う。



廃食用油を用いたPHBH高効率化生産と商業化に関する実証

期間: 令和2元~3年度

● カネカ株式会社



国内に存在する非可食バイオマスである廃食用油を原料に、効率的に生分解性ポリマー-PHBHを生産するための前処理技術を確立し、培養、排水処理の一連の工程が連続する商業化設備での生産実証を行う。



余剰米比率が高いバイオプラスチック加工品成形のための実証

期間: 令和2~3年度

● 株式会社バイオマスエンジニアリング



高濃度バイオマス率成形加工技術の確立とコスト低減化に向けた技術開発、生分解性バイオマスプラスチック樹脂の安定的な生産に向けた検討、及びバイオマスプラスチックのリサイクル性向上に向けた検討を行う。



海洋資材のバイオプラスチック化とその商品化・普及に関する実証

期間: 令和2~3年度

● 二チモウ株式会社



海洋資材 (漁網・ロープ、漁業用フロート等) について、生分解性機能を有するPLAを主体としたバイオプラスチック素材を用いて試作品を製造し、海洋へ流出した際に当該資材が分布・漂う環境に応じた分解試験を行い、資材としての物性の確認や実証化試験を行う。



漁港に散乱する海洋資材

代替素材を用いたたこ壺

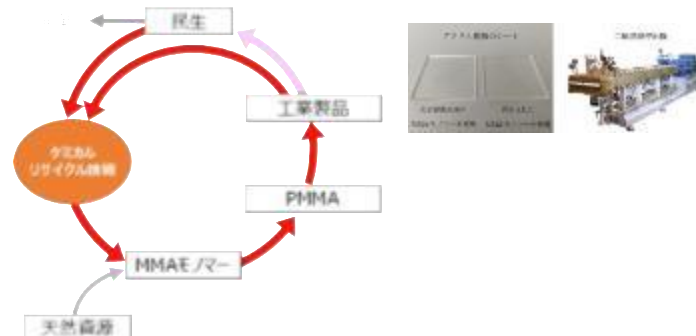
PMMAケミカルリサイクル実証

期間: 令和3~4年度

● 住友化学株式会社



アクリル板等に使用されるPMMA (アクリル樹脂) を連続分解技術により、MMA (原料) まで戻し再度PMMAにリサイクルする、PMMAのケミカルリサイクルチェーンの事業(回収から販売まで)モデルを構築・実証する。



プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和6年度予算(案) 3,761百万円(4,991百万円)】環境省
 【令和5年度補正予算額 3,235百万円】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品(太陽光パネル、LIB等)や、金属資源等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体(メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー)を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

・資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれる有用金属を含む製品及び再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備

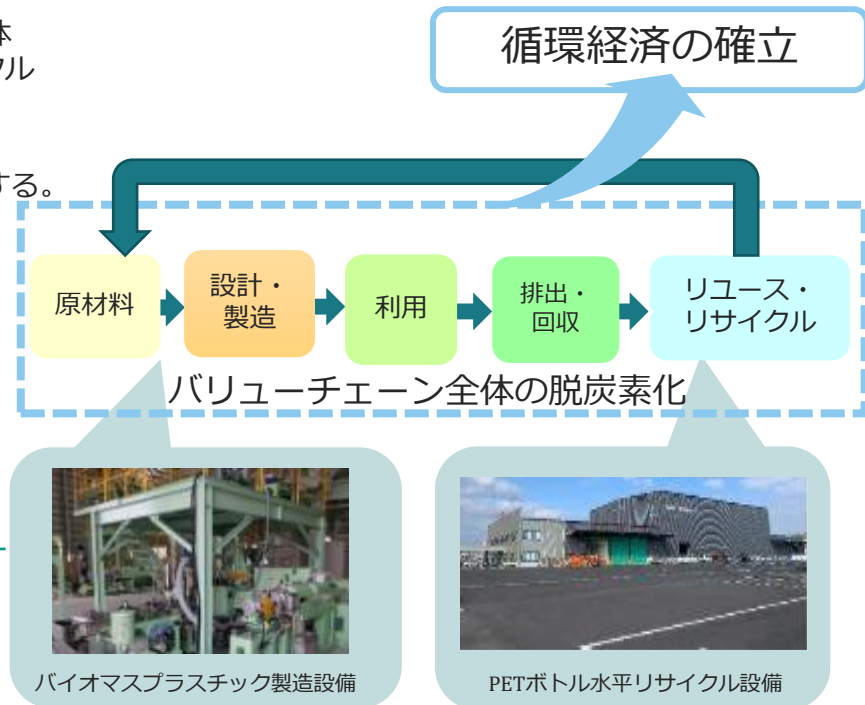


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率 1/3, 1/2)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



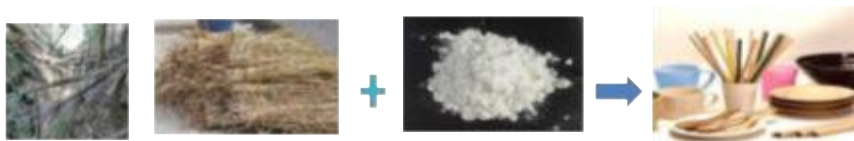
竹、稲わら等を原料としたバイオマスプラスチック製品の製造

期間: 令和3年度

● 株式会社アミカテラ



地域で余剰となっている放置竹林や木材の皮を原料として、植物由来のバイオプラスチックを製造する。原料の粉碎・乾燥・攪拌・製造設備を導入し、粉碎した植物繊維と植物由来のでんぷんを混合させペレット化した原料を製造し、地域資源の循環に貢献する。



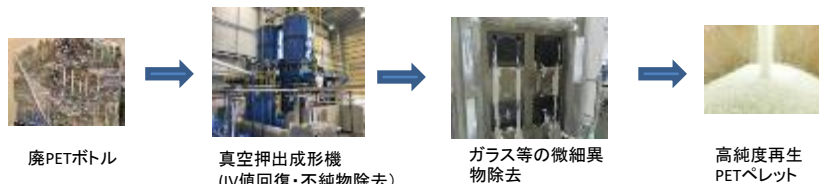
不純物除去による高純度PETボトルリサイクル

期間: 令和3年度

● 協栄J&T環境株式会社



2021年10月に、年間5万トンのPETボトルをPETボトルに水平リサイクルするリサイクルセンターが運転開始。品質の劣る事業系廃PETボトルを、ガラスなどの微細異物を除去する設備等を導入することにより、施設を新設し、バージョン同等の高純度再生PET樹脂にリサイクルする。



三重県津市
西日本PETボトルMRセンター

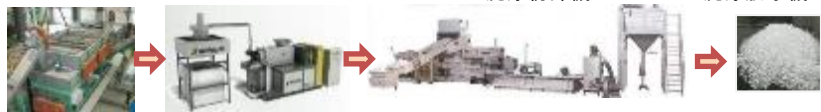
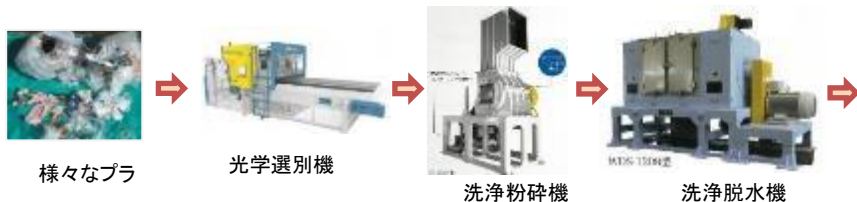
リサイクル対象拡大に伴うマテリアルリサイクル設備の高度化

期間: 令和3年度

● 株式会社加藤商事



光学自動選別機や比重選別機などのリサイクルラインを導入することにより、現在処理しているプラスチック製容器包装に加え、プラスチック資源循環法に対応した製品プラスチックなどの高度マテリアルリサイクルを実現する。



水槽式比重選別機

圧搾脱水機

押出機

ペレット

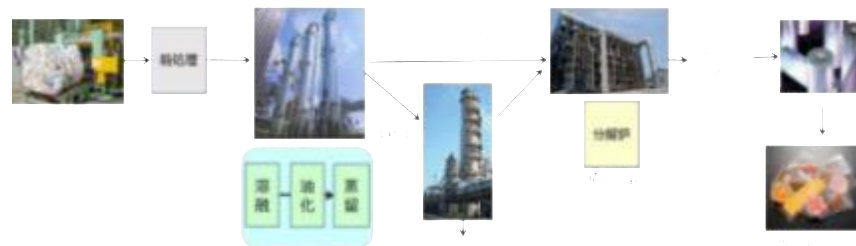
廃プラスチックのケミカルリサイクル(油化)

期間: 令和3~5年度

● 三菱ケミカル株式会社



廃プラスチックを油化し、ナフサと生成油に蒸留分離。ナフサは分解炉で熱分解されプラスチックの基礎原料となるエチレンやプロピレン等になる。最終的にはフィルムなど様々な用途にリサイクルされる。



「プラスチック・スマート」について

「プラスチック・スマート」とは、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするプラットフォーム。

登録取組総数3,373件（2024年2月1日時点）

登録取組の一例

バイオマス原料を25%、再生プラスチックを75%使用したごみ袋の導入

©東大阪市
(製造・販売：野添産業株式会社)



海洋プラスチックごみをリサイクルした樹脂から製造したボールペン

©パイロットコーポレーション



定番アイスビバレッジの70%でストロー不要のリッドとFSC®認証紙カップを提供開始
©スターバックスコーヒー・ジャパン



オフィスなどで繰り返し使用できるテイクアウト容器

©O'TREE



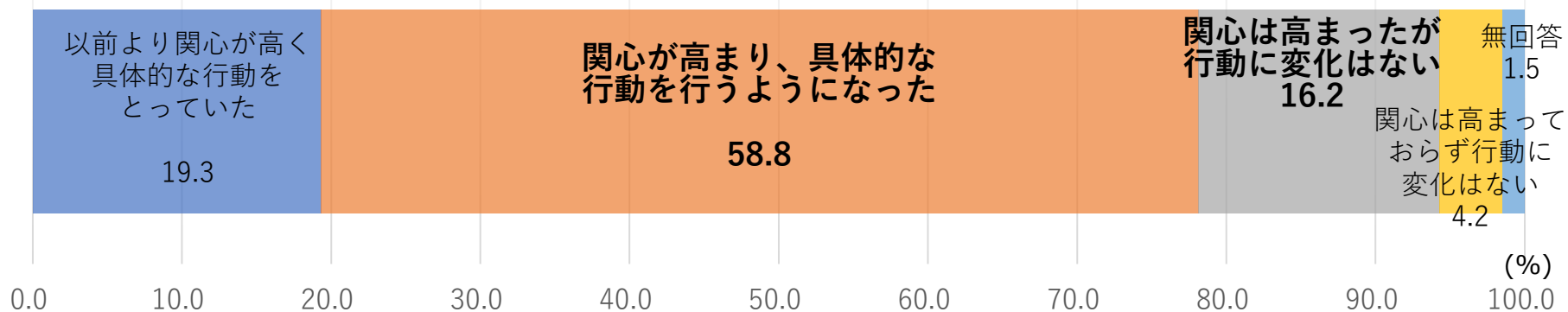
プラスチックごみ問題に関する世論調査



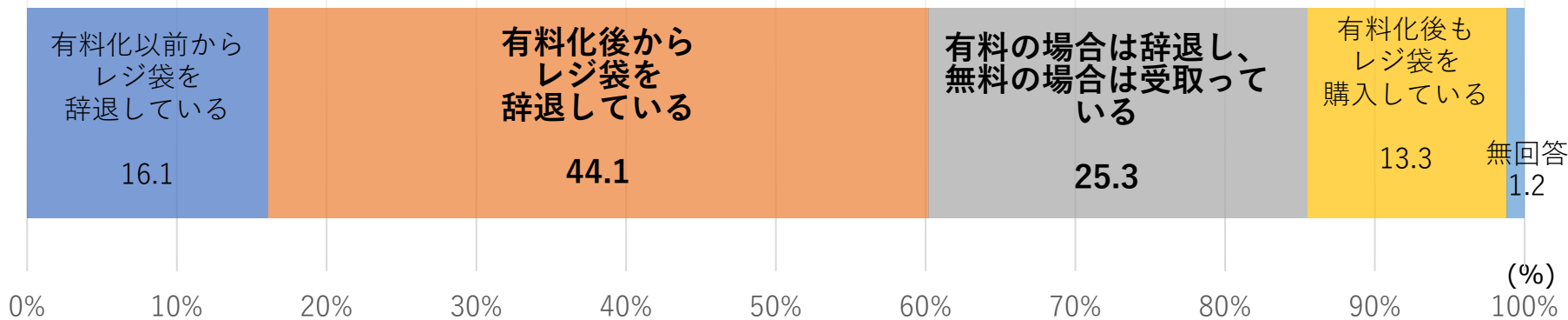
■ プラスチックごみ問題についての国民の意識を把握するため、内閣府において世論調査を実施。

- ・ 期間：2022年9月1日～10月9日
- ・ 方法：郵送
- ・ 対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 1,791人（標本数：3,000人、有効回収率：59.7%）

<レジ袋有料化やプラスチック資源循環法施行による関心や行動の変化>



<レジ袋有料化後のレジ袋の辞退状況>



circulation of plastic resources
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ
プラスチック資源循環

Q サイト全体から検索 Search

プラスチックは えらんで 減らして リサイクル

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が**2022年4月1日**からスタート!

| | | | | |
|-------------------------|------|------|-------|-------------|
| プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 | 認定申請 | 支援措置 | 広報ツール | よくあるご質問・資料等 |
|-------------------------|------|------|-------|-------------|

環境省サステナビリティ広報大使がプラスチック資源循環の新法をPRします!!
PR動画公開中!!

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
手引き等のご案内

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
制度説明動画のご案内

<https://plastic-circulation.env.go.jp>

プラ新法

Search

ご清聴ありがとうございました。